

平成19年定例第1回金沢市議会

平成19年3月12日

○6番（粟森 慨君）質問の機会を得ましたので、以下、数点お伺いいたします。

質問の第1は、障害者福祉施策についてであります。

昨年の4月から障害者自立支援法が施行され、同じく10月からは新しいサービス体制が導入されました。この法律は、障害者及び障害児が、その有する能力を及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるために定められた法律で、名前のとおり前制度の支援費制度よりも自立に向けた支援体制を強化するとのうたい文句でスタートした制度であります。ところが、この法律が施行されてから1年、サービス開始から半年を迎えようとしている現時点でも、サービスの内容が難しいために利用者に周知されにくく、求めるサービスが受けにくいという現実や、事業者サイドから見ても、補助金の請求方法が大幅に見直されたこと、補助金の補助率が削減されたことなどにより混乱を招き、法を軌道に乗せることで精いっぱいだったと指摘がされております。これらの現実を見ると、自立という目的に向かって進むことよりも自己負担が発生したということで障害者福祉施策の後退につながったのではないかという指摘も耳にしております。

新年度予算編成では、低所得者の利用者負担軽減事業費が計上され、月額負担上限額が下げられました。加えて、自立支援対策、臨時特別事業費を計上するとともに事業者に対する報酬も一部保障されておりますが、これらの施策は本市独自のものではなく、国の特別対策によるものであります。しかも、この特別対策は平成19年度、20年度の2年間に限定されており、その後は国の特別対策の存続が保障されておらず、現在ある食費などの支援体制も見直されることから、今後を見据えた法の整備が必要であると考えます。そこで、金沢市長として、この1年間の障害者自立支援法を振り返り、どのように感じておられるのか。また全国市長会会長として、利用者の立場を踏まえ国に対しどのような法整備を求めているのか、御所見をお伺いいたします。

ところで、障害者自立支援法で自己負担が発生したことを受け、昨年、本市としても独自に負担軽減策を実施されてきましたが、今回の国の特別対策と同様に踏み込んだ施策を打ち出していただきたかっ

たのが率直な思いであります。障害者の生活の実態を考えますと、自立支援法に対する負担軽減策は今後も必要であり、さらなる支援を求めています。そこで、市長提案理由説明の中に、障害者に温かい社会をつくるという言葉がございました。その言葉に感銘を受け、大きな期待を寄せていますが、具体的にどのようにして障害者に温かい社会をつくろうと考えておられるのか、その計画もあわせてお伺いいたします。

障害者に温かい社会をつくるためには、障害者の言葉一つ一つに耳を傾け、これまで本市独自で行ってきた制度をきめ細かく見直し、負担を軽減させることも一方策であります。例えば、本市が所有している市立体育館や陸上競技場などの体育施設では、障害者に対し使用料減免措置がありますが、障害者と高齢者の専用体育館であるむつみ体育館に関しては無料となっております。県立の体育施設は障害者に対して使用料を徴収しないことから、むつみ体育館だけを特別に扱うのではなく、市立のすべての体育施設を無料の対象にすることがノーマライゼーションの考え方であると思います。また、金沢市独自で福祉タクシー制度をつくられておりますが、利用者からは、よい制度であるにもかかわらず、一度の乗車に基本料金程度しか利用できなく利用しにくいという声もあります。そのほかにも、障害者便帳に記載されているサービスの支給要件が厳しく、支給を受けたくても受けられないという声もお聞きます。こうした声に対するお考えをお伺いするとともに、今後、金沢市としてどのようにしてきめ細かな対応をとられていこうとするのか、御所見をお伺いいたします。

質問の第2は、中学校学校選択制についてであります。

導入2年目を迎えた中学校学校選択制は、初年度の選択応募状況などを参考に各学校の受け入れ枠を一律40人に拡大されたことで、通学区域外の中学校を希望する人数が増加したと聞いております。その結果、1校のみが抽選になりましたが、入学辞退者が出たことや指定校変更制度の適用などにより、結果としてすべての応募者が希望する学校に行けるようになったと聞いております。子供を持つ親として、また思春期の子供の心境を考えますと、ほっとしているところがございます。そこで、今年度、受け入れ枠を一律40人とした理由をまずお伺いするとともに、学校選択制を通じて各中学校にどのような特色

ある学校づくりを期待しているのか、お伺いいたします。

中学校学校選択制は、児童の持つ可能性を伸ばすとともに、保護者と児童たちに学校に対する積極的な参画意識と責任感が生まれることや、学校の自立性を促進することが重要な目的であると理解しております。ところで、昨年、ことしと過去2回の応募状況では、ある小学校から複数の中学校に通学区域が分かれる場合、通学区域外となる隣接した中学校を希望する傾向が見られます。これは、通学距離や友人関係などが主なるもので、あわせて部活動の活動状況や活動したい部活動の有無なども学校選択の大きな要因になっているのではないのでしょうか。そこで、6年生の児童が中学校を選択している要因にどのようなものが多いのかお伺いし、あわせて、選択する要因が通学区域や部活動にあるのであれば、これらに対する対応が必要であると考えますが、御所見をお伺いいたします。

本市の中学校学校選択性が本来の通学区域を基本としていることを考え合わせますと、地域の学校が通学区域内の生徒、保護者から支持されることが何よりも大切なことであると考えます。また、子供たちが通学区域外の学校へ通うよりも、住みなれた地域の学校へ通うことが望ましいはずであります。これらを考えますと、本来入学するはずであったが選択されなかった学校について、なぜそうなったのか振り返ってみることも必要なことであると思えます。選択されなかった理由を考え、適切に対応することで、選択される学校がふえるものと考えますが、過去2年間の選択結果を受けて、教育委員会として選択されなかった学校の問題点をどのように分析し評価しておられるのか、お伺いいたします。

質問の第3は、犀川地区周辺の諸課題についてであります。

犀川地区は犀川の上流に位置し、広範囲にわたり緑が広がり、自然に親しめる地域であります。しかも本市の中心部からわずか6キロ程度しか離れていないことから、住宅地としてあるいは金沢学院大学、金沢東高校、金沢辰巳丘高校などの学校が立ち並ぶことから教育の地としても充実しております。この地区は、金沢市都市計画マスタープランの中で南部丘陵地区と位置づけられております。このプランによりますと、交通施策の方針は市街地と本地域を結ぶ幹線道路と山間地ネットワーク道路に主軸を設定し、加えて公園緑地の方針は、人と自然が触れ合う

レクリエーションの場として整備を図り、憩いの場として有効利用するとされております。これらのことを踏まえた上で、この地区の住環境整備とまちづくりについて幾つか質問させていただきます。

まず初めに、内川スポーツ広場についてであります。この広場は金沢市郊外にあり、2面の学童野球場、サイクリング施設、テントウムシの形をしたモノレール、ボブスレー施設、人口芝を利用したそり場、加えてバーベキュー施設などがあり、多機能型スポーツ公園として親しまれており、市民の憩いやスポーツを通じた健康増進の面からも理想的な大規模広場であると言えます。この内川スポーツ広場をより有効に活用していくために、駐車場の問題を避けて通ることはできません。この広場はシーズンになると大人から子供まであふれんばかりの人手でにぎわっていることから、週末は必ず広場の駐車場が不足し、路上駐車せざるを得ない状況になっております。片側だけの路上駐車ではなく、広場の反対側まで自動車がすき間なしに並んでおり、広場の特性から子供利用者が多く、子供は車と車の間から飛び出し、いつ事故が起きても不思議ではない状況にあります。さらに広場の面積は約8万平米と広いことに加え、駐車台数は約200台と少なく、しかも公共交通を利用しにくい地区にある広場で、利用者のほとんどが自家用車で来られることから駐車場の増設は必要不可欠であると考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

また、この広場は学童野球場を2面有しておりますが、週末に至ってはシーズン当初から少年野球大会の年間予約で埋まっております。現在、大きな少年野球大会は4面のグラウンドを利用することが多く、近隣にもう2面グラウンドを増設すれば、大会会場が分割されず同一会場で大会を行えます。これらを踏まえ、野球場の増設についていかがお考えかお伺いいたします。

次に、辰巳用水についてであります。辰巳用水は、約4キロにもわたって隧道を通した工事の難しさや370年以上前に逆サイフォンを用いた当時の最先端技術から、江戸の多摩川上水、箱根用水とともに日本三大用水と呼ばれており、当時の姿を残して利用されている隧道は辰巳用水だけであります。また本市では、城下町金沢の文化遺産群と文化的景観の世界遺産登録に向けて取り組んでおられますが、辰巳用水はその構成要素として必要不可欠であると思えます。このように最近脚光を浴びている辰巳用水で

ありますが、半世紀に人力で掘削された隧道は思った以上に老朽化が進み、ところどころ崩落が発生している箇所もあるとお聞きしております。その現状をどのように把握し対応されているのか、まずお伺いいたします。

ところで、辰巳用水の隧道には多数の横穴があり、外部とつながっておりますが、隧道内で大規模な崩落が発生した場合、行き場のなくなった水は横穴を通り、外にあふれ出すことになります。辰巳用水はがけ地や険しい場所を通っている箇所も多く、復旧作業は困難が予想されることから、日常の管理や災害時の復旧のために隧道脇に遊歩道を設置することができないのか、お伺いいたします。これにあわせ、辰巳用水を直接かいま見ることができる横穴を設ければ、国史跡指定の暁には史跡見学ルートとしても活用でき、文化資産の価値を高めることにつながると考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、浅川ー下辰巳線についてであります。この路線は、小立野台地を横断し、県道倉谷ー土清水線と主要地方道金沢ー湯涌ー福光線を結ぶ道路として、周辺住民にとってはなくてはならない生活道路であります。この車道から少し離れた丘の上に遊歩道があり、東浅川校下の生徒が犀生中学校へ通う通学路として利用されております。しかしこの遊歩道は、車道よりも高い山側斜面にあることや、照明灯が設置はされているものの木々に囲まれ見通しが悪いこと、加えて周辺に民家がなく、時には不審者やクマが出没するという話もあることから、安心できる通学路とは言いがたい状況です。そこで保護者から、道路沿いの歩道を通学路にしてほしいという要望が出ておりますが、冬季間は歩道が除雪による雪で埋まってしまうことや一部歩道が整備されていないという事情で通学路には適しておりません。ことしの冬は異常気象とも言える暖冬で積雪が少なく、雪の怖さを忘れさせるような年でありました。しかし山間地ということもあり、例年この道路ではスリップのために自動車が坂を登れないことや、ブレーキをかけても車が止まらず雪の壁に激突したということをよく耳にします。現在、この道路は除雪の第1次路線ではありますが、縦断勾配が約9%ということや通学路にしてほしいという要望を考えますと、消雪装置と歩道の一体的整備が必要であると考えます。幸い地下水を使わなくても河川水、寺津用水で水量が確保できることから、これらの水利を利用して消雪装置を設置することができないかお伺いいたしま

す。あわせて、車道と歩道が一体となった道路整備ができないかお伺いいたします。

質問の第4は、世界遺産登録に向けての取り組みについてであります。

本市は、城下町としての遺構や伝統工芸、伝統文化が色濃く残る町であり、この貴重な財産を守るべく、昭和43年、全国に先駆けて金沢市伝統環境保存条例を制定したほか、平成6年には本市独自のこまちなみ条例、その後用水保全条例、寺社風景保存条例などを制定し、伝統文化の継承に意を尽くしてきたところであります。そこで、昨年11月末、初めて文化庁が世界遺産候補を公募した際に、本市は城下町金沢の文化遺産群と文化的景観を打ち出し、暫定リスト入りを目指してこられました。残念なことに、今回は24あった公募の中から4つ選ばれた暫定リストに入ることはできませんでした。今回は世界遺産暫定リストへの登載ができませんでしたが、その要因をどのように分析しているのか、新たに作られる世界遺産調査研究室の役割についてもあわせてお伺いいたします。今後、世界遺産登録を目指すに当たっては、構成遺産の文化財指定を進めることは当然として、城下町金沢の特質、優位性をさまざまな観点から検証し、加えて世界的な位置づけを明確にしていかなければならないと考えます。そのためには世界遺産登録に対する市民の意識の改革や深い理解も必要となってくると考えますが、いかがお考えなのかお伺いいたします。さらに、城下町金沢の文化遺産群と文化的景観ということで、金沢市全域の文化遺産群を中心に世界遺産登録を目指そうとされておりますが、その周辺の景観も重要な役割を担っております。しかし、本市の現在の町並みは、新旧の建物が入り乱れているのが現状であります。今後世界遺産登録を展望しながらまちづくりを進めていくことが求められると思いますが、金沢市都市景観形成基本計画の改定ではどのような点の見直しを進めていかれようとするのかお伺いし、質問を終わります。(拍手)

○議長(平田誠一君) 山出市長。

[市長山出 保君登壇]

○市長(山出 保君) 6番栗森議員にお答えをします。

まず、障害者福祉施策についてでございますが、この1年の国の施策をどう感じているかということであります。

地域で安心して暮らせる社会の実現、そういう法

の理念は共感をできるわけですが、今回の制度改正に当たりましては、何よりも国からの詳しい内容の周知が遅うございまして、市町村においても、また事業者においても十分な準備期間が持てなかったと。このことで不安と混乱を招いたことは事実だというふうに思っています。これからでございますが、特別対策として実施いたします利用者負担軽減、この継続というのは1つの課題でございます。またサービスの種別ごとに設定されている負担上限額、これを統合して整理する、これも1つの課題だと思っております、いずれにいたしましても住民の皆さんにわかりやすく、そして障害のある方が安心して利用できる仕組みになるように国に求めていきたいと、このように思っています。

具体的に障害者に温かい社会をつくろうというその計画はどんなものなのかというお尋ねになりました。すべての人々が安心して生き生きと生活できる地域社会づくり、これを考えてございまして、そのためには自立して生活していくことが何より大事であることからいたしまして、まずは就労支援の施策の充実を期していきたいと考えています。このため、新年度にありまして知的障害のある方の芸術分野での新たな就労支援に着手すると同時に、福祉的就労のための通勤時の交通費の助成、施設への支援、こんなことなど本市独自の施策を講じたところでございます。なお、将来に向けての具体的な計画につきましては、ノーマライゼーションの見直し産業の中で検討してまいりたいと。このように思っています。

本市独自で行うこの細かな対応というのはどういうことなのかというお尋ねでございました。障害のある方の社会参加、この機会を少しでも余計に提供できるように、福祉タクシー助成制度、それから体育館の使用料を半額にする、こういうことなど、必要な支援を行うために独自の制度を設けてきていることは事実でございます。ただ、利用者負担につきましては、障害のある方とはいいいましてもそれぞれの能力に応じた負担をいただくこと、また障害のある方の制度全体を見通した中での検討、こういうことが大事ではなからうかと思っております。これからも制度の見直し、負担のあり方につきまして、障害のある方の声を十分お聞きしてきめ細やかな施策を進めていきたい、こう思っています。

次に、犀川地区の諸課題についてお触れでございまして、まず内川のスポーツ広場について、駐車場不足を御指摘になりました。その実態は私もよく承

知をしているつもりでございます。土日祝日には利用が多うございまして、県の埋蔵文化財センターの駐車場もお借りをしておるということでございまして、とりわけゴールデンウィークには来場者が集中するということがございまして、できれば相乗りでの来場を呼びかけるということをいたしますとともに、ことしから駐車対策の整理員というものを配置することにしておるわけでありまして。駐車場の増設ということにつきましては、地形的な条件がございまして、いろいろ探してはおるわけでございますが、現実にはなかなか難しいとこういうことであります。御理解をいただきたいと、こう思っています。

野球場の増設のこと、辰巳用水のことについては所管の部長からお答えをいたしますが、辰巳用水については、私も実は隧道に入っています。400年前の先人があのような施設をつくられたことの御苦労をしのびまして、言葉も出ないというのが実態でございます。この史跡指定をぜひ進めたいというふうに思っておりますし、このことにあわせて、傷んだ場所がありますので、その復旧も逐次進めていきたいと、こう思っています。

浅川ー下辰巳線については土木部長からお答えをいたします。

それから、世界遺産の暫定リスト搭載の件でございますが、提案をいたしました。遺産の文化財指定を進めなければいけない、広く町並みを構成遺産に追加すること、こういうことがリスト登載のための要件であると、このように思っています。こうしたことに対応するために、関係職員で構成いたします、また専門家を加えました歴史遺産調査研究室なるものを設置したところでございます。惣構堀、用水、寺院群を初めとする金沢の歴史遺産に関する資料の収集整理、保存整備についての調査研究を行うこととしておるわけでありまして。こうした調査に基づきまして、遺産の文化財指定等を進めて登録実現に資していきたいと、こう思っておる次第でございます。市民の意識変革・改革も必要でございまして、市民の皆さんと行政が連携をして、そして遺産について広く関心を寄せて意識を高めて、その価値を後世に伝えていく、このことが極めて重要と考えています。そのために世界遺産セミナーを開くとか、あるいはさまざまな関連する事業を通じまして理解と啓発に努めてまいりたいと、このように思っておる次第でございます。

都市景観形成基本計画についてお触れでござい

して、城下町の資産である城跡、兼六園、惣構堀のほかには寺院群や伝統的な町並み、これを良好に保全することにあわせまして、周辺地域の景観保全を積極的に図っていかねばいけないと思っています。このために、現在見直しを進めております景観形成基本計画におきまして、世界遺産登録も視野に入れて景観対象区域を市内全域に広めていく。このほか歴史的・文化的資産はもちろんであります。現代の町並み、それから自然、都市景観、これが一体的で調和した景観になるように計画をしまいたい、こう思っています。

以上であります。

○議長（平田誠一君）石原教育長。

〔教育長石原多賀子君登壇〕

○教育長（石原多賀子君）6番栗森議員のお尋ねにお答えいたします。

中学校学校選択性につきまして幾つかお尋ねがございました。まず、新年度から受け入れ枠を一律40人とした理由と、学校選択性を通じて各中学校にどのような特色ある学校づくりを期待しているのかというお尋ねでございました。受け入れ枠につきましては、できるだけ保護者や児童の希望にこたえることを基本に、各中学校の教室数の状況や安定的に受け入れ可能な人数とすること等も検討いたしまして、一律40人としたものでございます。特色ある学校づくりとは、校長の学校経営方針のもと、教職員が生徒の実態を十分に把握し、それにふさわしい教育方針や指導方法等を確立して一生懸命教育に取り組むこととございまして、各中学校には全校一丸となった積極的な取り組みを期待しております。

中学校を選択している要因にはどのようなものが多いのか、また、その要因の中で通学区域や部活動にあるとすれば、これらへの対応をどのように考えるのかというお尋ねがございました。通学区域外の中学校を選択し、昨年4月に入学した生徒や保護者を対象に実施いたしましたアンケート結果では、学校を選択した理由は、非常に多様でございますが、生徒の場合比較的多いのが部活動で23.8%、友人関係で23.8%と、いずれも4人に1人程度となっております。現行の通学区域制度で対応することが難しい生徒や保護者のさまざまなニーズに対応できることは、学校選択制導入の目的の1つでございまして、アンケートの結果はそのことを反映していると考えております。

選択されなかった学校の問題点をどのように分析

し評価しているかとお尋ねでございました。本市の中学校学校選択性は、理由を問わずに、地元の学校への入学を希望するのか、それ以外の学校を希望するのか、こういうことを入学する中学校を指定する前にお聞きする制度でございます。児童や保護者のニーズは大変多様化しております。地元以外の中学校を希望する児童にその道が開かれていることも大切でございます。地元の学校であるか地元以外の学校であるかにかかわらず、生徒がみずからの判断で選択した学校であるという自覚を持ち、学校生活を主体的に過ごしていけることが何よりも肝要であり、各学校は、入学した生徒や保護者の期待にこたえるべく、それぞれの学校の魅力を高めるよう一生懸命努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平田誠一君）武村都市政策局長。

〔都市政策局長武村昇治君登壇〕

○都市政策局長（武村昇治君）内川スポーツ広場の学童野球の増設のお尋ねにお答えをさせていただきます。

本市の学童野球専用の球場は、内川スポーツ広場に2面、戸室スポーツ広場に1面、湊野球場に1面の計4面ございまして、恵まれた環境にあると考えております。内川スポーツ広場につきましては、地形的な条件もございまして、また親子が自然に触れて楽しむ多目的なレクリエーション施設でもございまして、学童野球の増設は難しいことに御理解を願いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平田誠一君）土谷土木部長。

〔都市整備局土木部長土谷久幸君登壇〕

○都市整備局土木部長（土谷久幸君）浅川一丁辰巳線における消雪装置の設置と歩道の整備についてお尋ねでございます。消雪装置につきましては、河川水などの利用による必要水量が確保できるのか、新年の調査を行ってまいります。

次に、防犯上の問題や安心して歩ける通学路設置のため、当該道路と一体となった歩道整備につきましては、新年度実施設計を進めることとしております。

○議長（平田誠一君）宮島農林部長。

〔産業局農林部長宮島伸宜君登壇〕

○産業局農林部長（宮島伸宜君）辰巳用水について、老朽化が進んでおる隧道部の現状をどのように把握し、対応しているのかとお尋ねでございました。

現在、国の史跡指定におきまして全区間の調査を行っているところでありますが、上辰巳町から犀川浄水場までの4.2キロメートルにつきましては、平成11年度に現行調査を行った結果、そのうち1.2キロメートルについて老朽化が見られております。隧道部の点検につきましては、毎年、市と辰巳用水土地改良区で合同パトロールを実施しており、崩落箇所があれば辰巳用水改修計画検討会の提言に基づきまして、できる限り現状を変えない石積み工法などの復旧工事を行っているところでございます。

次に、隧道脇に遊歩道を設置することはできないか、また新たに横穴を設けて史跡見学に活用できないかとのお尋ねでございました。遊歩道につきましては、隧道が河岸段丘のがけ地などに位置しておりまして、また上部には一般住宅も多いことから、設置は難しいと思っております。新たな横穴の設置などの形状変更につきましては、歴史的な価値を損なうことからできないものと考えておりますが、既存の横穴が史跡見学ルートとして活用できないか、管理している土地改良区と協議してまいります。

以上でございます。